

定 款

日本トムソン株式会社

定 款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、日本トムソン株式会社と称し、英文では、NIPPON THOMPSON CO., LTD. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 軸受およびその部分品の製造ならびに販売
2. 機械器具および機械部分品の製造ならびに販売
3. 不動産の売買および賃貸ならびにその管理運営
4. 有価証券の保有および運用
5. 発電および電気の供給ならびに販売
6. 前各号に関連する一切の事業ならびに投資

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、2億9,100万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第 10 条（単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 11 条（基準日）

当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 12 条（株主名簿管理人）

- ①当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこちらを取り扱わない。

第 13 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 14 条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第 15 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 16 条（招集権者および議長）

- ①株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 17 条（決議の方法）

- ①株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

- ①当会社の株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ②当会社の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 19 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 20 条（電子提供措置等）

- ①当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

第 21 条（員数）

- ①当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。
- ②当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

第 22 条（選任方法）

- ①取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 23 条（任期）

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 24 条（代表取締役および役付取締役）

- ①取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- ②取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 25 条（取締役会の招集権者および議長）

- ①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
- ②取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 26 条（取締役会の招集通知）

- ①取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条（取締役会の決議方法）

- ①取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- ②当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 29 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 30 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 31 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 32 条（取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 33 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第 34 条（監査等委員会の招集通知）

①監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 35 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第 36 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第 37 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 38 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 39 条（任期）

①会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当の基準日）

①当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条（配当の除斥期間）

①配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②未払配当金には利息を付けないものとする。

2025年6月27日改正